

平成 28 年 11 月 22 日

第 2 回 産地対策委員会開催概要

★本日スケジュール

《午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分》

※討 議

委員会構成メンバー	委員長	井川 正治	日本体育大学教授
	委員	中村 富夫	(一社)日本寝具寝装品協会 専務理事
	委員	河田 敏勝	日羽協 理事
	委員	佃 光明	日羽協 普及啓発・需要活性化委員
	委員	河田 昌浩	日羽協 普及啓発・需要活性化委員
	委員	遠藤 忍	日羽協 技術アドバイザー
	オブザーバー	田村 富昭	経済産業省 製造産業局 生活製品課 課長補佐
	オブザーバー	長谷川 貴弘	経済産業省 製造産業局 生活製品課 課長補佐
	オブザーバー	長野正太郎	経済産業省 製造産業局 生活製品課
	事務局	山本 正雄	日羽協 専務理事

★終了時間の午後 3 時 30 分は予定時刻です。

主催: 日本羽毛製品協同組合

平成 28 年 11 月 30 日
産地対策委員会事務局

第 2 回産地対策委員会議事録

日時：11 月 22 日 13 時 30 分～15 時 30 分
場所：日羽協
出席者：10 名(添付産地対策委員会開催概要)

1. 開会挨拶

冒頭に井川正治産地対策委員長から開会の挨拶が有り、次に事務局より、資料を配布し、9 月 13 日の第 1 回産地対策委員会以降、本日に至るまでの産地対策対応についての進捗状況を詳細に説明しました。重要な報告として、10 月 25 日には小売業界 4 団体(日本百貨店協会・日本チェーンストア協会・日本通信販売協会・日本訪問販売協会)、11 月 8 日には消費者 3 団体(主婦連合会・消費科学センター・日本消費者協会)に産地対策委員会の活動報告を書面で送付し、来年以降の産地対策委員会へのオブザーバー参加を要請したことを説明しました。

また本年度の試買テストでの産地調査につき、外部の監査機関である、Control Union Japan と 12 月業務委託契約を締結し、原産地証明書他関連書類の整合性をチェックする業務を委託することも報告しました。長谷川オブザーバーより、小売業界 4 団体及び消費者 3 団体の反応につき問い合わせがあり、事務局より各団体にて検討中である旨回答しました。

2. 羽毛原料・製品の生産流通ルート&トレーサビリティ確認書類(案)

河田敏勝委員より羽毛原料・製品の生産流通ルートの説明が配布資料に添って説明。原産国、原産地域以外の加工国、日本における羽毛関係者及び書類整備対象者を明確にし、羽毛原料・製品の流れをわかりやすく図式化しました。

次に遠藤委員より、2017-2018 秋冬シーズンのトレーサビリティ確認書類(案)について説明。現行(本年度)との大きな違いは、原産地証明書が必要書類でなくなり、代わりに動物検疫証明書、船荷証券、輸入許可書が必要となります。調達の形態毎に必要な書類を原産国・第三

国・日本に分けて説明しました。原産地証明書の信憑性が薄いことにつき、河田敏勝委員よりその理由につき補足説明がありました。

井川委員長より、羽毛原料輸入数量と製品の生産枚数とのかい離問題が有り、精毛記録、充填記録との整合性につき、質問が有りました。これについては、企業認証・監査も絡めた次のステップでの文書確認システムとなり、遠藤委員より、2018-2019年秋冬シーズン以降の羽毛原料のトレーサビリティ監査(企業認証制度)の導入(案)を説明しました。企業監査も絡む為、システム実現に向けた精査作業が必要と補足説明しました。

長谷川オブザーバーより原産国、第三国が認証制度に従うかどうかの質問が有り、河田敏勝委員よりは日本の高級羽毛マーケットの重要性から、問題無いとのコメントが有りました。

3. 羽毛製品に用いる用語の定義(案)

中村委員より羽毛製品の産地表示用語が業界として統一できていないとの意見が有り、その為に日羽協指定用語(案)を纏めたことを冒頭に説明しました。

佃委員より羽毛製品に用いる用語の定義(案)を配布資料に添って、羽毛原料産地、飼育・採取方法、羽毛の色、鳥種、精毛・加工方法、その他のジャンル毎に詳細に説明しました。最後に羽毛原料情報(産地・品種など)の表示方法(リーフレットや下げ札などでの表示)を具体例で説明しました。

長谷川オブザーバーより、産地の100%表記について質問が有り、遠藤委員より羽毛の組成混合率との混同や100%表記の場合の証明等の問題があると回答しましたが、消費者庁、消費者団体にも一度問い合わせることになりました。

4. 科学的鑑別方法の進捗状況について

先ず井川委員長より、河田フェザー(株)提供の3試料(ペキンダック・ムラードダック・マスコビーダック)の安定同位体比質量分析装置による測定結果報告書が紹介されました。次に卓上走査型電子顕微鏡での3試料の分析測定結果報告書についても説明が有りました。

次に事務局及び河田敏勝委員・遠藤委員より、長崎大学・岩手医科大学の連携による、PIXE法の微量元素分析の中間報告を受け、11月21

日岩手医科大学サイクロロンセンターを3人で訪問し、PIXE試験機器等を確認し、今後の継続試験につき打ち合わせを実施したことを報告しました。従来のアイソトープ試験とは異なり、精度の高い有効な方法として、羽毛のトレーサビリティの産地鑑別に活用できると判断しており、今後の共同研究費用等について更に詰めたうえで、継続試験を依頼する予定です。

5. Control Union Japan での試買テスト監査業務について

平成28年度の試買テスト業務の流れと Control Union Japan での監査業務の流れを配布資料に添って事務局より説明しました。12月1日の「産地対策委員会活動報告」でも同じ内容を報告致します。

6. 12月1日羽毛製品講演会・産地対策委員会活動報告について

当日の報告内容は以下の通りと事務局より説明しました。

- ① 産地対策委員会立ち上げの経緯及び目的
- ② 平成28年度試買テスト業務及び監査業務の流れ
- ③ 原産地表示の為の羽毛原料・製品の生産流通ルート
- ④ トレーサビリティ確認書類(案)
- ⑤ 羽毛製品に用いる原料用語の定義(案)
- ⑥ IDFB 白書と世界の羽毛原料情報
- ⑦ 質疑応答

⑥のIDFB白書につき、遠藤委員より資料を配布し、この白書の背景及び世界の家禽の飼育量についても説明しました。

7. その他

次回の委員会については小売業界4団体及び消費者3団体の参加希望も調整しながら、あらためて日程を決めることにしました。

事務局より、来年度(2017-2018)、再来年度以降(2018-2019以降)のトレーサビリティ確認書類等及び羽毛製品に用いる用語の定義につき、組合員からの見解を年内に纏めて、来年1月中旬頃に文書で送付し、並行して来年1-3月の間に、東京・大阪・福岡の3ヶ所で説明会を実施し、組合員・賛助会員に加えて、卸・小売業界にも参加を呼び掛けることを説明しました。

以上